

新生活をサポートします！

結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金

問 政策企画課 政策企画係 ⑮番窓口 TEL **63-2552**

新生活をはじめるために必要となる引越し費用、住居費をサポートします。

条 件 湯浅町は所得制限なし！！

- ①令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻またはパートナーシップ宣誓をした方
- ②湯浅町に住所を有し、双方ともに39歳以下の方

補助対象

新生活をはじめる費用（新改築、家賃、引越し等）のうち令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った費用

補 助 金

婚姻またはパートナーシップ宣誓日の年齢が双方ともに39歳以下：上限30万円

婚姻またはパートナーシップ宣誓日の年齢が双方ともに29歳以下：上限60万円

継続補助申請

令和6年度に交付決定を受けている方で、補助上限額に達していない場合は、継続補助申請を行うことができます。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



湯浅町ホームページ



オンライン申請

令和7年度 太陽光発電システム設置補助金のご案内

問 住民生活課 環境係 ⑥番窓口 TEL **64-1102**

自然のエネルギーを利用して低炭素社会の実現に貢献するため、太陽光発電システムを住宅に設置する方に対して、補助金を支給します。

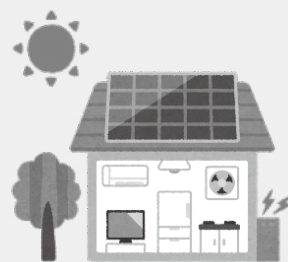
条 件 次のすべての要件を満たす方です。

- ①湯浅町に住所を有しその住所に居住している方、または設置後に居住を予定している方
- ②過去にこの補助金の交付を受けたことがない方

補助金

太陽電池モジュールの公称最大出力1kw 当たり 35,000 円（上限3kw 105,000 円）

※予定の上限（10 基分）に達した場合は受付を終了します。



狂犬病予防注射は必ず受けましょう

問 住民生活課 環境係 ⑥番窓口 TEL **64-1102**

狂犬病の予防注射は毎年一回飼い犬に受けさせることが法律で義務付けられています。

予防注射は動物病院でも受けることはできます。

また、5月には町内各所で集団予防注射を実施しますので、ぜひご活用ください。

集団予防注射実施日程は、湯浅町に登録済みの犬を飼っている方に後日郵送します。

